

米SEC、投資アドバイザー業者に事業継続・移行計画の導入を提案

米証券取引委員会（SEC）は7月、SECに登録するすべての投資アドバイザー（投信運用会社から個人向けアドバイザーまで広く含まれる）に対して「事業継続・移行計画（BCTP）」の導入を求める規則を提案した。たとえば、アドバイザーが一時的に業務を継続できないと、顧客の指図を受けられないなど顧客の利益をリスクにさらしかねない。そこで、顧客に対するフィデューシャリーデューティーの一部として取り組むべき、と説明している。

今回の提案のポイントの一つは、BCTPに含むべき項目を具体的に示した点である。

事業継続計画（BCP）については、SECが2003年に投資アドバイザーに対する「コンプライアンスプログラム規則」を採択した際に対象とすべき項目として挙げたこともあり、既にほとんどの業者が何らかの形で導入している。ところが、BCPの具体性はまちまちで、例えば自然災害後の調査などから、広域にわたる災害などに十分に対処できるBCPとはなっていないものもあるといった問題も浮かび上がっていた。今回の提案ではBCPに含むべき項目として、重要な業務やシステムの維持、データの保護、代替拠点、顧客や従業員などとの連絡方法とともに、カストディや注文執行といった自社にとって重要な機能を担うサード

パーティ業者を特定し、そうした業者のBCPを評価することも規定された。

提案のもう1つのポイントは、アドバイザーが事業を継続できなくなった場合に備え、予め他社への事業移管について説明した「移行計画」（TP）を作成しておくことを新たに求めた点である。

TPは、会社を後継者に引き継ぐための「継承計画」と共通する面もあるが、特に、顧客口座と事業の安全な移管に重点を置いている。具体的には、移行時の顧客情報の保護・移管、また移行に伴いアドバイザーや顧客に発生する契約上の責務などの特定といった項目を盛り込むことを求めている。

今回の規制案について業界団体は概ね支持しているようだ。上述のようにBCTPの要件が具体的に規定されハードルは上がったが、一律の細かい要件は課されず、それぞれのアドバイザーの業務に関連したリスクに基づいて作成できるよう柔軟性が認められているためである。SECは今回の提案について、1) すべての投資アドバイザーに規定を適用すべきか、運用資産の大きなアドバイザーに限定すべきか、2) アドバイザーの顧客にBCTPの開示を行うべきか、といったコメントも求めており、今後の行方が注目される。

<文責>

金融ITナビゲーション推進部

國見 和史

focus@nri.co.jp